

KOIL パーク会員規約

KOIL パーク会員規約（以下「本規約」という。）は三井不動産株式会社（以下「弊社」という。）が提供する会員向けサービスおよび KOIL パーク（以下「本施設」という。）の利用に関し、「KOIL パーク会員」（以下「本会員」という。）と弊社に適用されます。

第1条（本会員の定義）

本会員とは、以下のいずれかの条件を満たす方を指します。

- ① 別紙2記載の会員プランのいずれかに入会した方。（以下「コワーキング会員」という。）
- ② KOIL に入居するテナント企業（以下「個室テナント会員」という。）。

第2条（利用許諾）

1. 弊社は、以下のとおり本会員に対し本施設の利用を認め、本会員は、本施設の利用にあたって本規約および KOIL パークご利用手引きで定めるところを遵守することとします。
 - (1) コワーキング会員は、本施設を各会員プランで認められた範囲内で利用することができます。
 - (2) 個室テナント会員の使用者または従業員（以下「個室テナント従業員等」という。）は、弊社の規定する人数まで、別紙2に記載する会員プランの「使い放題プラン」を無料で利用することができます。
2. 弊社および本会員は、本会員による本施設の利用がいかなるプランであっても賃貸借に該当しないことを確認するとともに、両者の合意が賃貸借契約に該当せず、賃借権が発生しないことはもとより、借地借家法の適用を受けるものではないことを確認します。
3. 17歳未満は、本会員になることができません。
4. 本施設は弊社の都合により新設または閉鎖をすることがあります。

第3条（本施設の休館日・利用可能時間）

1. 本施設は、年末年始および本施設の維持管理上必要な期間休館いたします。
2. 休館日および本施設利用可能時間、スタッフの受付時間等に関しては今後変更になる場合があります。

第4条（会員向けサービス）

1. 本会員は、弊社が提供するビジネス支援を受けることができます（一部有料）。ただし、弊社が提供するビジネス支援が、本会員の当該支援にかかるビジネス上の成功をお約束するものではありません。

2. 弊社は、本会員向けのメールマガジンを配信します。本会員は、入会手続きの完了をもって当該メールマガジンの受け取りを承諾したものとみなします。ただし、受け取りの停止をご希望の場合は、弊社所定のお手続きをいただければ配信を停止いたします。

第5条（入会金・会費）

1. コワーキング会員は、プラン種別に応じて毎月月額会費を支払うものとします（日割計算なし）。
ただし、別紙2の割引メニュー「ねん割」を選択の場合は、第7条によりコワーキング会員が選択した支払い方法により、弊社が指定する期日までに一括支払いとなります。
2. コワーキング会員は、プラン種別に関係なく、入会金（会員証発行および会員登録手数料）として、3,300円（税込）を支払うものとします。入会金は、初回会費の支払いと合わせてお支払いください。
3. 一度退会されたコワーキング会員が再度入会される場合は、再入会となりますので別途入会金が必要となります。なお、プラン変更時には、再度の入会金支払いは不要です。
4. 個室テナント会員は本施設の利用にあたり、入会金および会費の支払いは不要です。ただし、個室テナント会員または個室テナント従業員等が次条第4項に従い会員として入会する場合は、入会金をいただきます。
5. 第17条第2項に定める場合を除き、既払いの会費は、月の途中での退会を含め、理由の如何を問わず、返金されません。なお、既払いの入会金は、第17条第2項に定める場合であっても、またその他の理由であっても、理由の如何を問わず、返金されません。
6. コワーキング会員は、プランの会費を入会月の翌月分から支払うものとします（入会日に拘わらず、入会日より入会月末日までの会費は無料となります）。なお、第10条の規定に則り、入会月に退会を希望される場合は、所定の会費支払いが確定する場合があります。詳細は、第10条をご参照ください。
7. 会費には以下の項目を含むものとします。
 - (1) 本施設内および本施設が所在する建物（以下「本建物」という。）共用部の上下水道、光熱、空調に関する費用。
 - (2) 本施設内および本建物共用部の清掃および衛生、環境維持費用。
 - (3) その他本施設および本建物共用部の施設および設備の維持管理費用。

第6条（利用可能期間）

1. コワーキング会員の利用可能期間は、入会手続きが完了した日より翌月末日までとし、翌々月以降は、1日より末日までの1ヶ月間が利用可能期間となります。
2. 毎月15日までに退会手続きをしない場合は、会員プランは、1ヶ月間自動的に更新されるものとし、その後も同様となります。
3. 前二項の定めにかかわらず、別紙2の割引メニュー「ねん割」を選択の場合は、入会手

続が完了した日を含む月の翌月 1 日より 1 年間が利用可能期間となります。「ねん割」は、利用可能期間終了時に同じ期間での自動更新となります。更新時に「ねん割」を解約する場合は、利用可能期間終了の前月 15 日までに受付にて手続を完了させてください。

4. 前各項の定めにかかわらず、個室テナント会員の本施設利用可能期間は、弊社にて運営する KOIL の賃貸借契約の開始日から契約終了日までとなり、契約終了をもって個室テナント会員としての権利を失うものとします。その際、会員証等の貸与品は受付へご返却ください。

なお、紛失された場合は手数料が発生いたしますのでご了承ください。本施設の継続利用をご希望の場合には、新たに所定の入会手続きを行ってください。

第 7 条（本会員の会費（会費はコワーキング会員のみ）及び施設利用料の支払方法・支払日）

1. 会費・施設利用料のお支払いについては、以下のとおりです。
 - (1) 個人の会員はクレジットカード決済となっております。
 - (2) 法人の会員はクレジットカード決済または請求書発行による銀行振込からお選びいただけます。なお、銀行振込の際の振込手数料は会員負担となります。
2. 会費・施設利用料のお支払日は、入会日および支払方法によって異なりますが、前月末日（クレジットカード決済の場合は別途指定する支払期日。以下、総称して「本支払期日」という。）までの前払制です。請求書発行による銀行振込において、本支払期日が土日祝祭日等の金融機関の休業日に該当する場合は、その 1 営業日前に支払うものとします。
3. 本支払期日までに本条第 1 項および 2 項にかかるお支払いが確認できない場合、確認がとれるまで会員の権限を停止させていただきます。
4. 限度額等の設定によっては、クレジットカードがご利用いただけない場合がございます。
5. 会員からのご依頼がない限り領収書は発行いたしません。また、発行する領収書は入金の確認がとれたものに限ります。

第 8 条（遅延損害金）

本会員が会費（会費はコワーキング会員のみ）および施設利用料、その他の債務の支払いに関して 30 日を超えて遅延した場合、弊社は、所定の支払期日の翌日からその支払いが実際に行われた日までの期間について、その日数に応じて、未払額に年利 14.6 パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を請求することができます。なお、本会員が会費および（会費はコワーキング会員のみ）および施設利用料、その他の債務の支払いを遅延した場合には、本会員が当該遅延損害金を支払った場合でも、弊社は、第 18 条に定める会員プランの解除権を行使することができるものとします。

第9条（コワーキング会員の入会手続・利用承認）

1. 入会手続の完了をもって、弊社との間に本規約その他の定めに基づく本施設の利用に関する会員プラン契約が成立するものとします。
2. 個人の会員は、WEB上で必要情報を登録後、初回来館時に、受付に、名前・住所・本人写真が記載されている本人確認ができる書類（運転免許証（現住所記載のもの）、パスポート等）をご持参ください。WEBの登録内容に沿って本人確認等弊社所定の手続きおよび利用承認を経た後に、KOILパーク会員証（以下「会員証」という。）を発行し、入会手続が完了いたします。
3. 法人の会員は、WEB上で必要情報を登録後、初回来館時に、受付に、①当該法人の商業登記簿謄本、②当該法人所属を確認できる書類（従業員証など）、および③ご利用になる方の本人確認ができる書類（運転免許証（現住所記載のもの）、パスポート等）をご持参ください。WEBの申込内容に沿って本人確認等弊社所定の手続きおよび利用承認を経た後に、会員証を発行し、入会手続が完了いたします。
4. 施設のご利用開始は入会手続完了後となります。利用承認の手続きには7営業日程度要することをあらかじめご了承ください。
5. 本施設利用中は、会員証を携行してください。
6. 会員プランの変更を希望されるときは、受付にて変更手続きを行ってください。毎月15日までに手続きが完了すると、翌月分以降の適用となります。
7. 登録されている内容（住所・氏名・商号・連絡先等）に変更があった場合は、登録情報の変更を受付まで速やかにご連絡ください。

第10条（コワーキング会員の退会手続）

1. 退会を希望されるときは「会員マイページ」より退会の手続きを行ってください。毎月15日までに手続きが完了すると、当月末日をもって退会となり、当月分の会費は、お支払いいただきますが翌月分の会費は発生しません。16日以降に退会手続が完了された場合は、翌月末日をもって退会となり、当月分および翌月分の会費は、お支払いいただきます。
2. 入会月に退会を希望される場合には、15日までに「会員マイページ」上で退会の手続きを行ってください。その場合、月額会費は発生しませんが、入会金はお支払いいただきます。16日以降に退会手続が完了された場合、翌月末日をもって退会とさせていただきます、入会金と翌月分の会費はお支払いいただきます。
3. 退会の際は、会員証およびロッカーキー等の貸与品を受付にご返却ください。なお、紛失された場合は手数料が発生いたしますのでご了承ください。
4. 退会手続が完了し、お支払いいただいた会費に相当する利用期間の終了をもって会員プラン契約は終了致します。

第 11 条 （コワーキング会員の休会手続）

1. 休会を希望されるときは、受付で休会の手続きを行ってください。毎月 15 日までに手続きが完了すると、当月末日をもって休会となり、当月分の会費は、お支払いいただきますが翌月分の会費は発生しません。16 日以降に休会手続が完了された場合は、翌月末日をもって休会となり、当月分および翌月分の会費は、お支払いいただきます。
2. 休会期間は最長 6 カ月（1 回まで）となります。休会する際に、再開予定月を申請していただきます。再開の際は、再開予定月の前月 15 日までに再開する旨を、受付までご連絡ください。なお、休会から 6 カ月経過した時点で再開のお申し出がない場合は、自動的に退会扱いとなります。休会の際は、会員証、ロッカーキー等の貸与品を休会期間中一時ご返却いただきます。なお、紛失された場合は手数料が発生いたしますのでご了承ください。オプションについては、休会適用と同時に解約扱いとなります。再度ご利用を希望される場合は、再開時に新規でお申込をお願い致します。

第 12 条 （個人情報保護）

1. 弊社は、弊社の保有する会員の個人情報を、弊社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理いたします。
2. 本会員は、自己が弊社に提供した個人情報が正確であることを保証していただきます。弊社は当該情報が不正確であることによって本会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

第 13 条 （本会員の権利ならびに権利の譲渡・転貸等の禁止等）

1. 本施設の利用は、原則として本会員および別紙 2 記載のドロップインプランのユーザーに限ります。ただし、ミーティング利用の場合に限り本会員 1 名につき原則 4 名まで会員以外の方（以下「ゲスト」という。）を同伴することが可能です。ゲストの 1 回のご利用は 2 時間までとします。ゲストは、本会員同伴のうえ受付にてゲスト利用手続きを行ってください。なお、受付スタッフが不在の時間帯は会員外の方を同伴することはできません。
2. 本会員は、本施設の利用権など会員プラン上の一切の権利を第三者に譲渡し、貸与または担保の用に供することはできません。

第 14 条 （善管注意義務）

1. 本会員は、本施設が会員相互の交流の場であることを踏まえ、本規約および本施設ご利用手引に従い、他の会員および第三者に迷惑となる行為をせず、本建物および本施設（諸造作・設備等を含みます。以下同じ。）を善良なる管理者の注意をもって利用するものとします。
2. ゲストが本建物および本施設を利用する場合も本規約を遵守していただくものとします。

3. 本会員は、本施設内に私物は放置せず、その管理を自己責任で行うものとします。私物の紛失、盗難、破損、汚れ等損害が生じてても弊社に責めに帰すべき事由がない限りは責任を負いかねます。

第 15 条（損害賠償責任）

本建物および本施設において、本会員およびゲストが故意または過失により他の会員またはその第三者に損害を与えた場合、本会員は、その損害を賠償するものとします。

第 16 条（免責事項）

次に掲げる事由により本会員が被った損害について、弊社は、その責を負いません。

- (1) 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、インターネット接続設備などの IT インフラ通信設備機器やその他諸設備機器の不調、損壊または故障、偶発事故、その他弊社の責めに帰すことのできない事由。
- (2) 他の会員または第三者の故意または過失。
- (3) 本施設または本建物の造作および設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等。

第 17 条（会員プランの終了）

1. 天災地変その他弊社および本会員の責めに帰すべからざる事由により、本建物および本施設の全部または一部が滅失もしくは毀損して本施設の利用が不可能となったと弊社が判断した場合、会員プランは終了します。また、これによって弊社または本会員の被った損害について、各相手方は、その責を負わないものとします。
2. 弊社が本施設の運営を終了する場合またはその他弊社が必要と認める場合には、弊社は、理由の如何を問わず、かつ会員プランの内容に関係なく、本規約に基づく会員プランを終了させ、利用可能期間も終了させることができます。利用可能期間が途中で終了した場合、弊社は、未経過期間に相当する既払いの会費を日割計算にて会員に返金します。

第 18 条（会員プランの解除）

1. 本会員がつぎの各号のいずれかに該当する場合、弊社は、何等の催告なしに会員プランを当然に解除することができることとします。
 - (1) 本会員が、入会金またはその他会員プラン上の支払債務を期日までに履行しなかったとき。
 - (2) 本規約または KOIL パークご利用手引きの規定に違反し、本会員に対し当該違反を改めるよう催促したにもかかわらず、是正しないとき。
 - (3) 本施設または本建物内において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行いまは威勢を示す等により、他の会員もしくは一時利用者等本建物の利用者および運営スタッフに不安を覚えさせる行為、または迷惑となる行為をしたとき。

- (4) 本建物または本施設を故意または過失により毀損したとき。
 - (5) 罪を犯し、または嫌疑を受け捜査機関による捜査等が開始されたとき。
 - (6) 破産手続開始申立、民事再生手続開始申立、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立があったとき。
 - (7) 解散の決議を行いまたは解散命令を受けたとき（合併に伴って解散する場合を除く）。
 - (8) 公序良俗に反する行為があったとき、またはそのような行為を助長するおそれがあるとき。
 - (9) 弊社が連絡を試みても 3 ヶ月以上連絡がつかないとき。
2. 弊社が会員プランを解除したか否かにかかわらず、本会員が本規約または KOIL パークご利用手引きの規定に違反したこと等により、弊社に損害が生じた場合には、弊社は、本会員に対し、損害賠償を請求することができます。

第 19 条（利用停止）

第 10 条による退会または第 17 条もしくは第 18 条に基づく会員プラン契約の解除その他事由の如何を問わず会員プラン契約が終了した場合、本会員は本施設の利用権限を失い、当該会員は以後本施設を利用することはできません。

第 20 条（反社会的勢力の排除）

1. 弊社および本会員は、相手方に対し次の各号の事項を確約するものとします。
 - (1) 自らまたは本会員が所属する企業および団体における役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、会員プランを締結するものではないこと。
2. 本会員は、本施設の利用にあたり、本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供してはなりません。また、本建物および本施設に反社会的勢力の構成員または関係者を入室させ、またはこれを容認するなど、反社会的勢力に本施設の全部または一部を占有または利用させてはなりません。
3. 本会員が、第 1 項または第 2 項に違反した場合、弊社は書面で通知を行うことにより何等の催告なしに会員プランを解除することができるものとします。また、弊社が第 1 項に違反した場合、本会員は書面で通知を行うことにより何等の催告なしに会員プランを解除することができるものとします。

第 21 条（秘密情報）

1. 本規約において「秘密情報」とは、本会員自らが秘匿したい情報の全て、および本会員の利用期間中に、本会員が知り得た弊社または他の会員に関する有形無形の技術上、営

業上、その他一切の情報をいいます。

2. 本会員は、本施設が不特定多数の利用する施設であることを理解し、自らの責任で秘密情報を管理しなければなりません。万が一会員の秘密情報が漏洩した場合でも、弊社に帰責事由がない限り、弊社は一切その責任を負いません。
3. 本会員は本施設で行われる日常的な交流やイベント等を通じて得られる情報の中に、秘密情報が含まれている可能性があることをあらかじめ認識することとします。
4. 本会員が、本施設で行われる日常的な交流やイベント等を通じて得られた情報を自らの事業に活用する場合、必要に応じて相手方に確認する等、他の会員の権利を侵害しないような措置を講じなければならないこととします。
5. 本条の規定にかかわらず、以下に該当することを本会員が証明することのできる情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後本会員の責によらずして公知となった情報。
 - (2) 本会員が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - (3) 開示の時点ですでに本会員が保有している情報。
 - (4) 本会員が、開示された情報によらずして独自に開発した情報。
 - (5) 弊社が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報。

第 22 条（守秘義務）

1. 利用期間中に本会員が、他の会員の第 21 条に規定した秘密情報を知ってしまった場合、本会員は、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿するものとし、当該秘密情報の本人の許可なくソーシャルネットワークサービス（SNS）や、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示したまたは漏洩、公開もしくは利用してはなりません。もし本会員が本項規定の内容に反した場合に発生した事案の一切に対し、弊社はその責任を負いません。
2. 本会員は、裁判所や官公庁などの公的機関より弊社の秘密情報の開示を要求された場合、直ちに弊社に通知し、法令に従い開示を拒絶できない場合は、当該秘密情報を開示することができます。またその場合、本会員は、法令が許容する範囲において当該秘密保持情報の機密性を保持するための最善の努力をするとともに、弊社に対し当該秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えなければなりません。
3. 本会員は、秘密情報について、複製、複写等の行為を行ってはなりません。

第 23 条（規約の改定）

弊社は、以下各号の場合、本会員の事前の承諾なく本規約を変更できるものとします。変更後の本規約および変更の効力発生日を本会員に通知しまたは適切な場所に掲示したときは、本規約が変更されたものとみなされ、本会員は、変更後の本規約を順守することとします。

- (1)本規約の変更が本会員の一般の利益に適合するとき
- (2)本規約の変更が契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第 24 条 （合意管轄）

弊社および本会員は、本規約または会員プランに関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第 25 条 （規定外事項）

本規約に定めのない事項および会員プランの解釈に疑義を生じたときは、弊社および本会員は、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとします。

以上

2021年7月1日版

【別紙 1】 本施設所在地ならびに利用可能時間

施設名称	住所	本建物	利用可能時間
KOIL パーク	千葉県柏市若柴 178 番地 4 柏の葉キャンパス 148 街区 2	ショップ&オフィス棟 5・6 階	7:00~23:00 スタッフ受付時間 毎日 9:00~21:00

【別紙2】 会員プラン表およびオプション表、割引サービス

■会員プラン表

プラン	利用金額 (円・税込)	入会金 (手数料含む)	利用可能時間	オプション等
				会議室および イベント スペース割引 (20%引)
使い放題プラン	16,500 /月	3,300	毎日 9時～23時	○
アフター6+週末プラン	9,900 /月		平日 18時～23時 土日祝 9時～18時	○
デイトムプラン	9,900 /月		平日 9時～18時	○
月5プラン	6,600 /月		9時～23時、曜日問 わず月5日まで ※受付スタッフ常駐時のみ	○

※上記の利用可能時間は、会員種別としての最大利用可能時間となります。

■オプションプラン表

オプション	金額 (円・税込)
固定席	使い放題プランにプラス 13,200 /月
固定ブース席	使い放題プランにプラス 16,500 /月
ガレージブース席	使い放題プランにプラス 49,500 /月
法人登記 (1社につき1オプション)	使い放題プランにプラス 5,500 /月
ロッカー	2,200～ /月
郵便受け	1,100 /月
社名掲出	制作費用として 3,300
早朝利用 (利用可能時間：7:00～9:00)	使い放題もしくはデイトムプランに プラス 2,200 /月

※詳細およびオプションのお申し込みは受付にお問い合わせください。

■ドロップインプラン表

プラン	利用金額 (円・税込)	入会金 (手数料含む)	利用可能時間
1day ユース	1,650 /日	なし	9時～23時
ショートユース	440 /時間		

※上記の利用可能時間は、会員種別としての最大利用可能時間となり受付スタッフ常駐時に限ります。

■割引サービス

メニュー	割引率	対象
ねん割	1年＝10%引	個人/法人年単位で一括支払いする方